

広島県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年八月十三日までの間、縦覧に供する。

令和六年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道三原線	三原市中之町九丁目二五〇番一地从 三原市中之町六丁目一五三〇番一 地先まで	令和六年七月二十九日